毒物劇物の手引き

（大分市保健所作成）

毒物劇物とは

化学物質等が持つ生物学的作用（主に急性毒性）に着目し、毒性の強い順に「特定毒物」「毒物」「劇物」に分類されています。その取扱等について「毒物及び劇物取締法」により規定されています。

関係法令等

① 毒 物 及 び 劇 物 取 締 法：以下「法」
② 毒物及び劇物取締法施行令：以下「施行令」
③ 毒物及び劇物取締法施行規則：以下「施行規則」

毒物劇物営業者、業務上取扱者について

〇毒物劇物営業者：毒物や劇物を製造、輸入、または販売する業者のこと。

- 毒物劇物営業者
  - 毒物劇物販売業者
    - 一般販売業
      - 伝票販売（毒物劇物現品を直接取り扱わない販売）
      - 直接取り扱う販売
    - 農業用品目販売業
      - 伝票販売
      - 直接取り扱う販売
    - 特定品目販売業
      - 伝票販売
      - 直接取り扱う販売
  - 毒物劇物製造業者（※大分県が管轄）
  - 毒物劇物輸入業者（※大分県が管轄）

※毒物劇物販売業者はあらかじめ大分市の登録を受ける必要があります。

※一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業で取り扱うことのできる品目が異なります。

〇業務上取扱者：毒物劇物営業者以外で、業務上毒物劇物を取り扱う全ての方。

- 業務上取扱者
  - 届出必要
    - 電気めっきを行う事業
    - 金属熱処理を行う事業
    - 運送の事業
    - しろありの防除を行う事業
  - 届出不要

〇伝票販売と直接取扱う販売について

	伝票販売 （毒物劇物を直接取扱わない）	直接取り扱う販売
登録	必要	
譲渡手続き		
SDS 等の情報提供		
貯蔵・陳列・運搬	一時的であっても不可	可
毒物劇物取扱責任者の設置	不要	必要
貯蔵設備（保管庫）		

毒物劇物取扱責任者（法第７条第１項）

「伝票販売を除く毒物劇物営業者」と「届出が必要な業務上取扱者」においては、店舗や事業所ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置く必要があります。

※変更した場合は、30 日以内に「毒物劇物取扱責任者変更届」を提出してください。（法第７条第３項）

〇毒物劇物取扱責任者の資格（法第8条第1項）

① 薬剤師
② 厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した者
③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

〇在庫量等の管理について（S52.3.26 薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）

毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の授受の管理、貯蔵、陳列等されている在庫量の

定期的点検及び毒物・劇物の種類等に応じて使用量の把握を行ってください。

毒物・劇物管理簿(例)						
劇物	品名・規格・単位 塩酸・35%・500ml					
年月日	納入量 (購入量)	使用量 (販売量)	在庫量	払出者 (印)	責任者 (印)	備考
R8.1.1			2 本		印	前項より引継
R8.1.15	3 本		5 本		印	
R8.1.20		3 本	2 本	印		
R8.2.1			2 本		印	在庫量確認

〇毒物劇物取扱責任者の基本的な業務事項

(S50.7.31 薬発第 668 号厚生省薬務局長通知)

① 貯蔵及び陳列場所、運搬用具等の点検・管理
② 取扱状況(盗難・紛失及び流出・漏えい等の防止措置)の点検
③ 容器及び被包、貯蔵場所の表示の点検
④ 譲渡・交付手続きの点検
⑤ 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
⑥ 事故時の措置等

譲渡・交付

〇毒物劇物営業者同士で販売・譲渡する場合(法第 14 条第 1 項及び第4項)

販売・授与の都度、下記①～③の事項を書面(譲渡書)に記し、5 年間保存。

① 毒物又は劇物の名称及び数量
② 販売又は授与の年月日
③ 譲受人の氏名、職業及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地)

※販売・授与相手の登録の有無を確認しましょう。

〇毒物劇物営業者以外(農家や学校など最終消費者)への譲渡する場合

(法第 14 条第2項及び第4項、施行規則第12条の2)

譲渡の都度、あらかじめ譲受人から上記①～③の事項を記載し、押印又は署名した書面(譲受書)の提供を受けなければなりません。譲受書は 5 年間保存。

譲受書(例)		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売の年月日	年　月　日	
譲受人	氏名	※署名又は押印
	職業	※法人の場合:不要
	住所	※法人の場合:その名称及び主たる事務所の所在地
備考		

交付の制限

〇次の者には毒物劇物を交付してはいけません。(法第 15 条第1項)

① 18 歳未満の者
② 心身の障害により、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省が定める者
③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

〇引火性、発火性又は爆発性のある次の劇物を交付する場合は、交付を受ける者の氏名・住所を身分証明書、運転免許証等により確認しなければなりません。確認をしたときは、劇物の名称、交付年月日、交付を受けた者の氏名・住所を帳簿に記載し、5 年間保存しなければなりません。
(法第 3 条の4、法第 15 条第 2 項～4項、施行規則第 12 条の2の6及び3)

① 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(30%以上を含有するもの)
② 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(35%以上を含有するもの)
③ ナトリウム
④ ピクリン酸

情報提供(施行令第 40 条の9)

毒物劇物を販売・授与するときは、譲受人に対して当該毒物劇物の性状及び取り扱いに関する情報を提供しなければなりません。SDS(安全データシート)は化学物質の取り扱い上の注意、火災や漏出時の対処方法等が記載されており、事故対応に必須であるため、すぐ参照できるようにしておいてください。

表示(法第 12 条)

毒物劇物の容器・被包及び貯蔵・陳列場所には次の表示が必要です。

容器・被包	「医薬用外」及び毒物（赤地に白）又は劇物（白地に赤）の文字、「名称」、「成分」、「含量」など。
貯蔵・陳列場所	「医薬用外」及び「毒物」又は「劇物」の文字。

毒物劇物の取扱い

〇盗難防止措置（法第11条第１項、S52.3.26 薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）

① 貯蔵場所は、他の物と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、「かぎ」のかかる丈夫な保管設備（保管庫）を使用すること。
② 「かぎ」の管理者を選任し、管理簿を作成する等、管理を徹底すること。
③ 毒物劇物管理簿（受払簿）を付け、日常的に在庫量を確認すること。

〇流出・漏えい等に関する防止措置（法第11条第２項）

① 貯蔵場所・作業場所の床面は毒物劇物が床に染み込まない構造とすること。
② 必要に応じて保管設備（保管庫）の転倒防止や毒物劇物の転倒・落下防止措置を講ずること。

〇危害防止規定の作成

（S50.11.6 薬安第 80 号薬監第 134 号厚生省薬務局安全課長厚生省薬務局監視指導課長通知）

毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、危害防止対策を徹底するため、以下の事項を記載した危害防止規定を作成・運用してください。

① 職務・組織に関する事項
② 貯蔵・取扱いに係る作業方法
③ 貯蔵・取扱いに係る設備等の点検方法
④ 貯蔵・取扱いに係る設備等の整備・補修に関する事項
⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
⑥ 従業員の教育・訓練に関する事項

〇廃棄（法第 15 条の2）

① 廃棄するときは、保健衛生上の危害が生ずるおそれのないように、定められた技術上の基準に従い、適正に行ってください。
② 不必要な毒物劇物は速やかに適正に廃棄してください。

※自己処理ができない場合は、産業廃棄物処理業者に委託してください。

〇事故の際の措置（法第 17 条）

飛散・流出等	保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の

	危害を防止するため、危害防止規定に基づく適切な措置を講じてください。
盗難・紛失	盗難にあい、又は紛失した場合は、直ちに警察署に届けるとともに保健所に報告してください。

※必要に応じて盗難防止規定を見直してください。

毒物劇物営業者の事務手続き等

① 店舗を移転した場合や営業者が変わったときは**新たに登録が必要**です。

② 営業者の氏名・住所、店舗の名称、貯蔵設備及び毒物劇物取扱責任者を変更したとき、又は店舗の営業を廃止したときは、30 日以内に届出をしてください。
（法第 10 条第 1 項、施行規則第 10 条の2）

② 申請・届出については、本市公式ウェブサイトをご覧ください。不明点等がございましたら、大分市保健所までお尋ねください。特に、登録申請については、事前にご相談いただくことをお勧めします。

④ 登録の更新は、有効期限満了日の 1 か月前までに手続きをしてください。
（法第 4 条第 3 項、施行規則第 4 条第 2 項）